

宇都宮市重症障害児者医療的ケア支援事業実施要綱の運用基準

平成20年4月1日

宇都宮市重症障害児者医療的ケア支援事業（以下「事業」という。）の実施にあたっては、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、宇都宮市重症障害児者医療的ケア支援事業実施要綱に定めるもののほか、本基準の定めるところにより行うものとする。

1 実施体制について

(1) 委託事業者は、適切な事業運営ができるよう次のとおり事業を行う事業所におくべき従業者等の数を確保するものとする。

① 医療法に規定する病院又は診療所として必要とされる従業者 同法に規定する病院又は診療所として必要とされる数

② 看護師又は指導員

ア 看護師又は指導員の総数は、おおむね障害者等の数を3で除して得た数以上とする。

イ 看護師 実数で1以上

(2) 委託事業者は、事業を行う事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(3) 委託事業者は、次に掲げる設備を設けるとともに、事業を提供するために必要なその他の備品を備えなければならない。

① 医療法に規定する病院又は診療所として必要とされる設備

② 居室（利用者1人あたりの床面積は3.3㎡以上）

③ 洗面所

④ 便所

(4) 委託事業者は、市に事業の実施計画を事前に提出するものとし、計画の内容を変更した場合は、市に届け出るものとする。

2 事業内容について

(1) 委託事業者は、サービスの提供にあたっては、障害者等の心身の状況、おかれて

いる環境を踏まえて、適切な支援を行うものとする。

(2) 委託事業者は、食事の提供に要する費用、創作的活動に係る材料費及びその他利用者に負担させることが適当なものについて、利用者から徴収することができる。

(3) 事業の主たる対象者は、身体障害者のうち特別支援学校在学中の者、知的障害者、障害児で、次の医療的ケアが常時必要であると市長が判断した者とする。

① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理

② たん等の吸引

③ 経管栄養

④ 導尿

⑤ その他市長が認めるもの

(4) 利用者の障害程度により、次の区分を設けるものとする。

① 区分A 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

② 区分B その他の医療的ケアを必要とする者

(5) サービスの主たる対象者を特定する場合は、対象者を特定する理由書を提出するものとする。

(6) 食事提供体制加算の対象者及び算定できる事業所については、障害福祉サービスに準じるものとする。

3 遵守事項

(1) 委託事業者は、適切なサービス提供ができるよう、事業所の勤務体制を定めておかなければならない。

(2) 委託事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(3) 委託事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならない。

(4) 委託事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(5) 委託事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに市及び家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(6) 委託事業者は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供を行った日から5年間保存するものとする。